

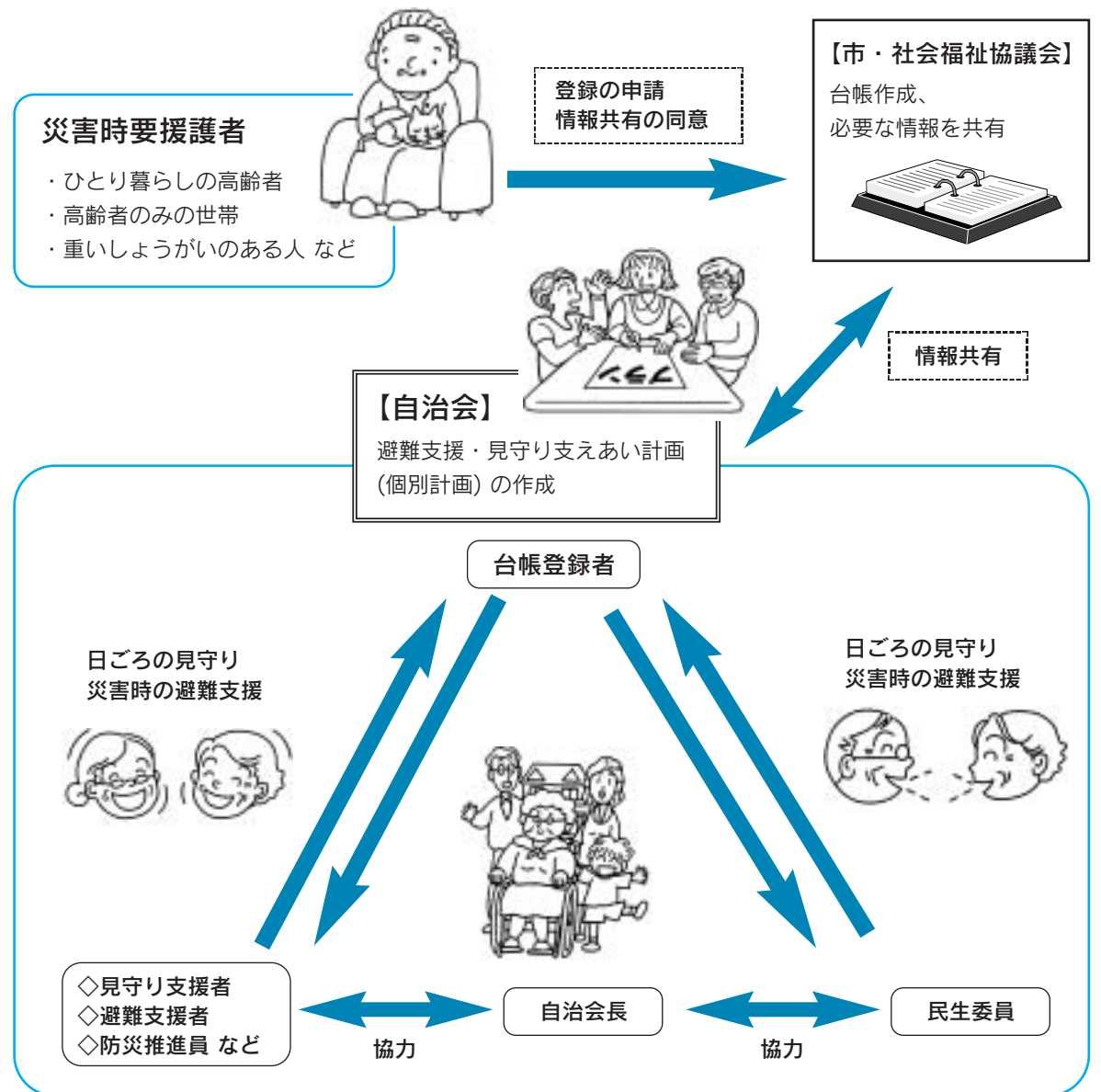
阪神淡路大震災以降多発する大きな災害や東日本大震災による被害の状況を目の当たりにして、誰もが地域住民同士のつながりや、絆づくりの大切さを再確認したところです。

特にお年寄りや体の不自由な人の避難支援や安全確保にあたって、身近な人が声をかけ合い、協力して行動する「支えあいの体制」があることは、大変重要です。

各自治会では、普段から住民同士のつながりを大事にし、見守りや声かけなどの活動が進められています。このような日ごろの積み重ねが、明るく住みよい地域社会づくりを促進し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識や、災害発生時の迅速な行動にもつながっていきます。

市では「避難支援・見守り支えあい制度」により、こうした身近な自治会組織が主体となった体制づくりを支援しています。この制度は、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などからの申出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんが支援体制をつくるとともに、市・社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の概要



制度への登録のご案内

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、救助、避難誘導の体制を整えるため、災害時の支援を希望する人の登録を受付けています。

登録の申出は、いつでもできます。自治会、民生委員、市、社会福祉協議会などにご相談ください。

◎登録の対象となる人

「ひとり暮らしの高齢者」や「重いしょうがいのある人」など、日常生活で手助けが必要となる人や、避難する際に支援が必要な人です。

・災害が発生した際に避難情報が伝わりにくく、情報伝達に配慮が必要な人

・避難が必要かどうか自分で判断できない人、避難の準備を一人ですることが難しい人 など

◎登録にあたって

この制度では、申請にもとづき登録者の支援に必要な情報をまとめた「個別計画」を自治会が作成し、この情報を自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者、市、社会福祉協議会が共有します。そのため、登録を希望する皆さんには、情報の共有について同意いただくことが前提になります。

◎登録における利点

要援護者の避難方法等について、本人を含めた地域の皆さんに話し合っていたことで、災害時に助け合いながら避難できます。また、薬を服用している人や杖が必要な人など、避難時や避難後に必要な情報についても把握・共有することができます。本制度は日常的な見守り支援も含めているため、支援者から要援護者に対し日ごろの声かけがしやすくなるなど、日常からの見守り・支援を地域ぐるみで行うことができます。

◎登録方法

登録を希望する人は「申請書」および「個人情報取扱に係る同意書」を市役所または社会福祉協議会に提出してください。（郵送を希望する人には、申請書・同意書を送りますのでご連絡ください。）※すでに登録している人、自治会や支援者の人は、個別計画の内容を確認ください。※変更がありましたら連絡ください。（登録情報を更新します）

【提出先】

高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、北部振興局、各支所、社会福祉協議会

地域の見守り、避難支援について

支援者とは、要援護者を日ごろから見守り、避難情報の伝達や支援体制を確認する人です。この制度は、あくまで支援者の善意で行う地域活動であり、要援護者への支援の義務や責任を課すものではありません。そのため、登録すれば災害時の支援が必ず約束されるというわけではなく、支援を希望する人も、自分の身を自分で守る準備が必要です。また、日ごろから地域の人たちとの交流を深め、いざというときの支援が円滑に受けられるようにしましょう。

ふだんから、あなたも私も『きげんいか』の声かけや目配りを

▼出前講座を「ご利用ください」

市では、「避難支援・見守り支えあい制度」をテーマにした出前講座を行っています。自治会や老人クラブ、まちづくり委員会など、10人以上のグループで申込みください。制度の内容や個別計画の作成について説明します。

【申込方法】

開催希望日、グループ名、代表者名、連絡先、参加人数、会場を電話で左記まで。※料金は無料です。ただし、会場は申込まれたグループで用意してください。



申・問 社会福祉課

(☎65-6536)